

	対象行政	対象河川	現状と課題	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針
下流域ブロック3	芦屋市	芦屋川 宮川	<p>河川下水道対策 河川対策 ・芦屋川・宮川とも概ね 1/100 規模で概成している。</p> <p>下水道対策（芦屋市下水道中期ビジョン、平成 23 年度） ・全国的に下水道の雨水排除能力を大きく上回る集中豪雨の頻発、都市化の進展などにより浸水被害リスクが増加している。 ・芦屋市では浸水対策として、雨水管渠などの整備を進めているものの、これには膨大な費用と時間を要するため、雨水流出抑制施設など、より効率的な浸水対策への取り組みが必要となっている。</p> <p>流域対策（武庫川水系河川整備計画） ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、様々な流出抑制対策が行われてきた。 ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が增大している。 ・平成 20 年 7 月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成 21 年 5 月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 ・このため、貯留・浸透により雨水の流出を抑制し、浸水被害軽減に向けた対策をより一層進める必要がある。</p> <p>減災対策（武庫川水系河川整備計画） ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水が発生し、河川や下水道から洪水が溢れて沿川の住民や家屋等に浸水被害が生じることが考えられる。 ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域し、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。 ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。 ・超高齢社会の到来に依る災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川下水道対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。</p> <p>環境の整備と創造に関する事項 （芦屋市特別景観地区） ・芦屋川沿岸は市民の日々の生活において、身近で親しみのある場所であるとともに、個性と風格のある美しい景観を有する市を代表する重要な地域であるため、市では芦屋川沿岸地域において、より良好な景観の創造を目指し、市域全体の景観地区とは別に「芦屋川特別景観地区」を指定している。</p> <p>津波防災対策（兵庫県取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24） ・国による津波被害想定結果について、県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施している。（H24.8.29 資料） ・県では、安政南海地震（M8.4：Lv1）を前提に、兵庫県に到達する最大津波高を想定している。この想定では、防潮水門の門扉が完全に閉鎖できれば浸水を防ぐことができるが、門扉が閉鎖できなければ浸水地域が生じる箇所が生じる。 ・県では、住民避難についても、市町津波災害対応マニュアル整備の促進、避難訓練の実施、住民への意識啓発を行うなど、幅広い取り組みを促進している。</p> <div data-bbox="1101 1381 1558 1539" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画） 赤字：市計画 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外） 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画</p> </div>	<p>〔目標〕 ・想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。</p> <p>〔方針〕 河川下水道対策 河川対策 ・以下に工事実施基本計画に示される目標を示す。 ・目標 1/100 ・流量 宮川：90m³/s（西蔵橋） 芦屋川：200m³/s（芦屋川橋） ・河川が有する治水等の機能が十分に発揮できるよう、適切な維持管理に努める。</p> <p>下水道対策 （芦屋市下水道中期ビジョン、平成 23 年度） ・市内全域において、10 年に 1 度の大雨に対応できる雨水整備を行い、浸水に対して安全・安心な都市を目指す。 ・起こりうる浸水被害を最小限に抑えるため、現状の降雨や浸水状況を踏まえて、雨水計画の安全度を向上していくとともに、防災組織や地域住民とのより一層の連携、情報の共有により浸水被害の軽減に努める。 （芦屋市都市計画マスタープラン、H24.3） ・市街地における雨水を円滑に排除し、浸水による災害の防止、生活環境の向上に資するよう、下水道の維持管理を適切に行う。 ・都市化により雨水流出量が増加し、下水道施設の負担増が懸念されることから、環境にやさしい水循環型の都市システムを構築するため、透水性舗装や雨水浸透樹などの採用および普及を積極的に行う。</p> <p>流域対策（武庫川水系河川整備計画） ・流域内の学校、公園を利用した貯留施設等の設置により治水安全度の向上に努める、また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</p> <p>減災対策（武庫川水系河川整備計画） ・超過洪水が発生した場合でも人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。 ・流域市と協力し住民に直接働きかけて、水害時の被害を小さくする減災対策を、次の 4 項目を柱として推進する。（武庫川流域総合治水推進計画） ・水害リスクに対する認識の向上（知る） ・情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） ・的確な避難のための啓発（逃げる） ・水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）</p> <p>環境の保全と創造への配慮 ・“兵庫・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針に基づき、環境の保全と創造への配慮を行う。 （芦屋市都市計画マスタープラン、H24.3） ・芦屋川および宮川の両河川や、ため池、湿地など、本市の貴重な水辺環境の保全を図り、水生動植物からなる自然の生態系を育む。特に、芦屋川や宮川については、市民との共同による維持管理や清掃活動を進める。また、河川の自己浄化能力の向上とともに多様な生物の生息可能な護岸整備などについて関係機関と調整を図る。</p> <p>津波防災対策（兵庫県取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24） ・県では、既往最大である安政南海地震（M8.4）の規模（百年に一度程度の津波：レベル 1）を想定し、対策を行なっている。このレベルの津波は、海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施する。 ・東日本大震災（M9.0）の津波（千年に一度程度：レベル 2）など、レベル 1 である安政の 3 連動地震津波を上回る規模の津波に対しては、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。 ソフト対策 ・最大クラス（千年に一度程度：レベル 2）の津波が発生した場合でも人命が損なわれないよう、住民の迅速、確実、的確な避難行動を誘導するための取組を、住民や市町と一体となって充実強化する。 ハード対策 ・社会基盤施設については、国が示した考え方を踏まえ、レベル 1 の津波は防御し、レベル 2 の津波は越流を許容するが、既存施設を強化し、早期復旧可能な被災に留める粘り強い構造とする。 ・千年に一度程度の津波に対する既存施設の強化については、中央防災会議等による津波高の設定や国による技術指針策定後に実施するが、それまでの間、実施可能な既存施設強化対策（機械・電気設備の浸水対策等）を進めておく。</p>

(案)

	対象行政	対象河川	河川下水道対策	流域対策
下流域ブロック3	芦屋市	芦屋川 宮川	<p>河川対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川施設の適正な維持管理を行う。 <p>下水道対策</p> <p>(芦屋市下水道中期ビジョン、平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市化の進展による基本条件を適正に見直し、10年に1度の降雨を想定した整備を行う。 公共施設等における雨水流出抑制施設の整備、街渠樹の浸透化を進めるとともに、宅内浸透樹等の設置を促進する。 設置した浸透施設の効果を検証し、雨水計画に反映しながら、雨水貯留施設の整備を段階的に行うことで安全度の向上を図る。 <p>津波防災対策(ハード対策)(兵庫県の取組)(「津波防災対策の推進」H23.10.24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、機械・電気設備の浸水対策など、既存施設強化対策、防潮水門の整備など被害軽減対策、道路の裏面での斜路・階段整備など避難支援対策で構成する「津波防災インフラ5箇年計画(仮称)」を策定し、計画的に対策を推進する。 <p>被害軽減対策防潮堤水門等未整備箇所の前倒し整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、自由度が高い社会資本整備総合交付金等を有効活用し、防潮水門の整備など、未整備箇所等の工事を前倒しし、今後5年以内を目処に早期完成を図る。 <p>既存施設強化対策(機械・電気設備の浸水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽改築等の工事を予定している沿岸部の排水機場等について、操作盤等の電気・機械設備を出来るだけ高い位置へ設置する等の先行的な浸水対策を実施する。 	<p>防災調整池の設置指導</p> <p>(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発に伴う県管理河川への流出抑制対策として、県では1ha以上の開発行為を行おうとする者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、昭和53年から防災調整池の設置を指導している。 <p>(総合治水条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、雨水の流出量が増加する一定規模(1ha)以上の開発行為を行う開発者等に対し、基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務化。 なお、平成25年4月1日以降、重要調整池の設置・適正管理義務に違反したのものには、知事から命令を行い、従わないときは懲役又は罰金に処される。 <p>(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、引き続き設置指導に努めるとともに、調整池指導の対象となる面積の引き下げ、調整池の恒久化など、流出抑制機能の更なる強化にむけて検討を進める。 <p>学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み</p> <p>(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 これらの施設は住民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。(武庫川水系河川整備計画) <p>その他の雨水貯留・浸透の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市では雨水貯留施設を設置する取り組みに助成制度を設け、雨水貯留施策の取り組みが広がるよう整備促進を働きかけている。(助成開始年度H24.8)(下水道の整備について、H24.4)。今後も助成制度を継続的に実施し、整備の促進を図る。 <p>(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、このような雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。 浸水履歴のある地区等においては大規模施設で優先的に推進し、さらに拡大できるよう地域と連携する。 地域住民(住宅、店舗その他の小規模な建物等の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。 これらの建物等の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>森林の保全等</p> <p>(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させるため、関係期間、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。 県は、急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水道保全機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。 県は、保安林・林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。 県は、森林において豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害を防止するため、引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進めていく。 県は、H16台風災を踏まえ、森林の防災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を活用し、「災害に強い森づくり」を推進する。 県は、「新ひょうごの森づくり(森林管理100%作戦、里山林の再生、森林ボランティア育成1万人作戦)」として、森林整備への公的関与の充実・「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を実施してきた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画(10ヵ年計画)を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。 地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例)

凡例
黒字：兵庫県既計画(整備計画、推進計画)
赤字：市計画
青字：兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

減災対策

	対象行政	対象河川		
下流域ブロック3	芦屋市	芦屋川 宮川	<p>水害リスクに対する認識の向上（知る） （武庫川流域総合治水推進計画）（芦屋市地域防災計画） 水害リスクを知るツールの整備 ・芦屋市では、防災知識の普及啓発のため市民向けのパンフレットを作成し、市民の防災計画の高揚を図る。 ・芦屋市では以下のような市民向けパンフレットを作成している。 ・「広報あしや」の臨時号を新聞折り込みで配付した。 ・防災情報マップを作成した。 ・安全・安心ガイドブックを全所帯に配布した。</p> <p>・県はCGハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討し活用する。また、県は内容について適宜見直しを行い、市はより住民理解を高める他の方法を検討する。</p> <p>・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。（武庫川基本方針治水資料）</p> <p>・地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努め、その周知に協力する。（総合治水条例） 防災の担い手となる人材の育成 ・県および市は、行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。 ・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。特に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。 ・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。 ・市の各部署においては、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る部署ごとのマニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の活動について周知徹底を図る。市では平成21年度より、市独自の防災土育成講座を開講し、平常時における防災意識の啓発や災害時における地域のリーダーの育成を図っている。 ・市では平成17年度に地域防災計画にさだめる項目から、職員の配備体制・心得等について記した防災対策のマニュアルを作成した。 ・県および市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識する。 ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努める。</p> <p>情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） （武庫川流域総合治水推進計画）（芦屋市地域防災計画） 避難情報の伝達 ・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市広報課は、日頃からインターネット通信、掲示板等、多様な情報伝達手段を活用し、災害時の広報手段の多重化に備える。 ・市広報課は、防災行政無線の整備に併せて、効果的に広報に活用する計画を作成する。 ・市広報課は、緊急問い合わせおよび相談・公聴活動の内容も併せた総合的な情報提供システムの整備を図る。 ・県では、芦屋川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている。（総合治水対策の取組事例）今後も、水位上昇傾向や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更なる防災情報の提供体制の充実に努める。</p> <p>・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める</p> <p>河川情報の伝達 ・県は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 ・県と神戸海洋気象台が共同して洪水予報を発表し、TV等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している。（総合治水対策の取組事例）今後も継続的に実施し、早期警戒避難の支援に努める。 ・県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入を推進する。</p> <p>水防体制の強化 ・県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等（基本方針治水に関する資料）水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。今後も継続的に実施し、連携強化に努める。 ・県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 ・市は勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動態勢の整備を図る。 ・市はこれまでに締結している相互応援協定に基づく訓練の実施等により、協定の実効性をさらに高めていく。 ・市は近隣市町のみならず、広域的な市町村間との相互応援体制の確立、また県単位での相互応援体制の整備の要請を進めていく。 ・市は指定公共機関、防災関係民間団体等と、日常の業務、連絡会議、訓練等を通して、日頃から良好な関係づくりに留意する。また、順次、災害時の協力協定等を締結していく。 ・市は応援を受ける場合に備えて、必要な宿泊場所、実務場所、駐車場等の確保について事前に計画を策定する。また、必要な事務手続き等をスムーズに行えるよう、事前に要請・受入・調整の窓口を定め、必要な活動マニュアルを作成する。 ・市が保有する災害対策に必要な資材、機材並びにこれらを保管する施設を充実整備し、また災害発生時に有効適切に資機材を使用できるよう、必要な点検を行う。 ・市は、毎年9月に自衛隊、海上保安庁等国の機関および他の防災機関にも参加を要請し、また、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および地域住民とも連携した訓練を行う。 ・地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める（総合治水条例）</p>	<p>的確な避難のための啓発（逃げる） （芦屋市地域防災計画） 自助の取組の推進 ・県は、電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・市防災安全課は、あしや防災ネットを通じて携帯電話のメールによる情報の提供を図る。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。</p> <p>共助の取組の推進 ・市は、災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動を通じたコミュニティ活動を支援し、コミュニティ活動の基盤となる施設の充実に努める。 ・市は高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導および避難介助体制の整備に努める。 ・市および消防本部警防課は、自主防災組織率を100%とするため、その育成を促進するとともに、適宜、指導を行い活動の活性化を図る。 ・市は、発災直後の食料品、生活必需品の調達およびその後の物価安定等に関する協力協定の締結を図る。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。</p> <p>公助の取組の推進 ・県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市は、広域避難場所および避難路を指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。</p> <p>水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） （武庫川流域総合治水推進計画） 水害に備えるまちづくりへの誘導 ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。 重要施設の浸水対策 ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。 水害に対する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の保険制度への加入促進に努める。 ・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。（総合治水条例）</p> <p>津波防災対策（ソフト対策）（H24.8.29資料） 津波避難対策の推進 ・県は、津波避難市町マニュアルの策定・改定や、津波一時避難ビルの指定、避難訓練、ハザードマップの作成等の避難対策を促進する。 （「国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果に対する兵庫県への対応」H24.4.2） ・関西広域連合では、昨年度「関西防災・減災プラン」を策定した。これに基づき、鉄道高架駅舎・高速道路、高層建築物等を活用した津波避難対策等について、構成府県と連携して着実に実施する。 東南海・南海地震対策推進協議会の開催 ・県は、県民局単位に設置している東南海・南海地震対策推進協議会において、市町、国の関係機関、警察、消防の参画のもと、それぞれの地域特性に応じた避難対策などの津波対策を的確に推進する。 地域防災計画の修正 ・県は、県の津波シミュレーションの結果のほか、今後取りまとめられる国の被害想定結果、対策内容等を踏まえ、本県の地域防災計画を修正する。</p>

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

環境の保全と創造への配慮

	対象行政	対象河川		
下流域ブロック3	芦屋市	芦屋川 宮川	<p>人と自然が共生する川づくり（ひょうご・人と自然の川づくり事例集）</p> <ul style="list-style-type: none">・兵庫県では、治水、利水機能の充実に努めるだけでなく、人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくため、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針を平成8年5月に策定している。・川づくりの軸には、治水・利水、生態系、親水、水文化・景観の4つを据えており、河川整備にあたってはこれを尊重する。 <p><u>4つの基本理念</u></p> <ul style="list-style-type: none">・水辺の魅力と快適さを生かした川づくり・安全ですこやかな川づくり・流域の個性や水文化を一体となった川づくり・自然の豊かさを感じる川づくり <p>生物多様性への配慮（生物多様性配慮指針）</p> <p>以下の5点について配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する(2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する(3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める(4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する(5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める <p>具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。</p> <p>生態系の多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 <p>種の多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・野生生物の保護・保全・野生生物の生息・生育環境の保全・創出・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 <p>遺伝子の多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・遺伝子攪乱要因の排除・抑制・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 <p>外来生物への対策</p> <ul style="list-style-type: none">・侵略的外来生物の排除・抑制野生動物対策・野生動物の排除・抑制 <p>河川の総合的な保全と利用（整備計画未策定につき以下には堀切川を参考に記載）</p> <ul style="list-style-type: none">・河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、現在、河川水の利用は であるが、震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。・河川流域および関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維持・改善を図る。・河川の水質については、今後も関係機関と連携し、水質の改善に努める。・今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。・河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。	<p>景観への配慮（芦屋川特別景観地区）</p> <p>緑の構造を活かした景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none">・六甲山系から大阪湾へと繋がる芦屋川沿岸は、沿岸の松並木と宅地の敷際の緑とが重なりあって構成されており、河川沿いの通りからの見え方に配慮した建築物の配置および形態、意匠、材料とすることで、通りの緑の連続性を形成し、景観の向上に資する。 <p>緑と一体となった風景の形成</p> <ul style="list-style-type: none">・芦屋川沿岸特有の景観である、河岸の松と石積擁壁並びに敷地内の生垣や樹木が、建築物と一体となった風景を保全するため、河川沿いの通り際の素材や意匠を継承し、建築物および駐車場や囲障などの建築物に附属する施設が一体となるようにし、景観の保全・育成に資する。 <p>広がりのある眺望景観を活かした景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none">・芦屋川沿岸は、河川がもつ緩やかな傾斜と沿岸に連続する並木や生垣、石積擁壁等により、連続したビスタを形成し、眺望景観（ビスタ景）として特徴的な空間を形成している。このような広がりのある眺望景観を保全・育成するために、街全体の調和と連続性に配慮し、景観の向上に資する。 <p>山の緑と一体となった山手の特徴的な景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物が山の緑と一体となった山手の特徴的な景観を保全、育成するために、敷地内外の緑と折り合う建築物の配置、規模、形態となるよう配慮し、景観の向上に資する。 <p>沿岸の店舗等は落ち着いたきのある賑わいを創出する。</p> <ul style="list-style-type: none">・沿岸の店舗等は緑豊かで開放性の高い河川空間と調和するよう、落ち着いたきのある賑わいを創出することにより、景観の向上に資する。

凡例
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
赤字：市計画
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画